

逐條土地收用法資料

(二)

高 坂 孝 三

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各

號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

- 一 國防其ノ他軍事ニ關スル事業
- 二 皇室陵墓ノ營建又ハ神社若ハ官公署ノ建設ニ關スル事業
- 三 社會事業又ハ教育若ハ學藝ニ關スル事業
- 四 鐵道、軌道、索道、專用自動車道、道路、橋梁、河

川、堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、國立公園、市場、電氣裝置
瓦斯裝置又ハ火葬場ニ關スル事業

五 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其他

公用ノ目的ヲ以テ國府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ

於テ施設スル事業

一、事業ノ適格

(一四議明治三十三年二月十三日)
貴族院

〔要旨〕土地收用法第二條ニ該當スル事業ニ對シテハ總テ同法ヲ適用シ得ルモノト解スヘキニ非スシテ其ノ適用アルカ爲ニハ同條ニ該當スルノ外尙公共ノ利害トナルヘキモノナルコトヲ必要トス

(政府委員說明) 第二條ト云フモノハ「左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス」ト云フ制限デ、之ニ該當スルモノノデアレバ何デモ總テ收用法ヲ適用スルコトガ出來ルト云フ譯デハナク少クトモ之ニ該當シテ居ルモノデナクテハナラヌ、之ニ該當スルモノデアツテ尙ホ第一條ニ依ツテ即チ公共ノ利益トナルベ

キ事業デナケレバナラヌ譯デアリマス、而シテ公共ノ利益トナルベキ事業デアルヤ否ヤト云フコトハ内閣ガ認定スルノデアリマス

註、我ガ土地收用法上土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業タルニハ原則トシテ實質的及ビ形式的ノ二要件ヲ必要トスルノデアツテ、公共ノ利益トナルベキコト(實質)法定ノ種類ニ該當スルコト(形式)ガ即チ之デアル。形式的要件ト雖モ單ナル種類デハナク一般ノ事業ノ内比較的公共ノ利益トナルコトアルベキモノノ範圍ヲ示スノデアル。但シ本條第五號後段ニ「公用ノ目的ヲ以テ國府縣郡市町村其他公共團體ニ於テ施設スル事業」トアルハ例外ニ屬シ主體ニ依ル區別デアツテ種類デハナイ。即チ此ノ場合ハ法ハ實質的要件ノミヲ要求シテ居ルノデアル。ナホ具體的事業ニ果シテ以上ノ要件ヲ具備スルヤ否ヤハ行政官廳ノ認定ニ俟タナケレバナラヌ。

二、神社ト土地收用

(内務昭和二年改正案説明書)

〔要旨〕神社ハ國ノ營造物ニシテ其ノ境内地ハ公共用地ニ屬スルヲ以テ其公共用地取得ノ爲ニ土地收用法ノ適用ヲ許

スモノトス

(原文)神社ノ性質上ヨリシテ土地收用法ヲ適用スルハ妥當ナラサルカ如シト雖神社ハ其ノ性質上國ノ營造物ニシテ其ノ境内地ハ公共用地ニ屬シ其ノ公共用地取得ノ爲ニ土地收用法ノ適用ヲ許ササルハ他ノ公共團體ノ爲ス公共用地ノ取得ニ付其ノ適用ヲ許スニ比シ著シク不權衡タルヲ免レス或ハ神社用地ニ付土地收用法ヲ適用スルハ敬神崇祖ノ思想上不穩當ナリト爲ス者アルヘシト雖神社設備ノ爲メ土地收用ヲ爲シ得ルコトト爲スモ之カ爲ニ敬神ノ思想上ニ影響アリト考フルコトヲ得サルナリ
註、神社ノ建設事業ト云フモ必ズシモ新設トハ限ラナイ、官公署ニ付テモ亦同様デアル。

三、本條ニ所謂神社ノ範圍

(五二議昭和二年二月二十一日族院)

〔要旨〕土地收用法第二條第二號ニ所謂神社ニハ官國幣社ヨリ無資格社ニ至ル迄全部ヲ包含ス

(特別委員長報告)神社ニ付キマシテハ隨分此ノ委員會ニ於キマシテモ議論ガアツタノデアリマスガ……上ハ官國幣社ヨリ下ハ村郷社無資格社ト此所迄包含シテ居ルノデアリマス……其ノ境

界ヲ付ケタラ何ウカト云フ様ナ御論モ有リマシタガ……其ノ差別ヲ今日付ケルコトハ難シイコトデアアルカラ是ハ包含シテヤツテ行クガ宜カラウト云フ政府委員ノ御説明ガ有リマシテ是ハ茲ニ此ノ儘ニスルト云フコトニナリマシタ譯デアリマス……サテ唯今申上ゲマシタ通りニ此ノ神社ト云フコトニ付キマシテハ無暗ニ神社デアレバ無資格社デアラウガ……高イ崇高ナル資格ヲ持ツテ居ル神社デアラウガ總テ同ジ様ニ第二條第二號ニ入ルト云フコトハ甚ダ面白クナイト云フ感ジハ各委員ニ御座イマシタガ殊ニ二三ノ委員ニ於カレマシテハ其ノ感ジガ深イノデ御座イマス……此ノコトニ付テハ屢々委員ト政府委員ト應答ヲ重ネマシタ結果決スルニ付キマシテ警告的注意ヲ致シテ置キ度イト云フ意味カラ或ル委員カラ注意ガ有ツタノデ御座イマス。

註、神社ノ範圍ニ關スル審議經過ノ詳細ハ第五十二議會ノ貴族院土地收用法中改正法律案特別委員會議事速記録第三號ニ掲載サレテ居ル。

四、宗教ニ關スル事業ト土地收用

(五二議昭和二年二月十七日 貴族院 特別委員會)

〔要旨〕宗教ノ用ニ供スル事業ニ對シテハ土地收用法ノ適用ナシ

〔政府委員説明〕所有權ヲ強制買收若ハ收用スルニ付テハ餘程其ノ事項ハ局限シナケレバナラヌモノデアリマシテ、宗教ノ目的ノ爲ニ迄之ヲ擴張スル事ガ適當デアラウカ即チ神社ヲ入レテ權衡上寺院或ハ教會ト云フモノヲ入レザルノ理由ハ何ウ云フモノデアルカト云フ如キ議論ガ有リ得ルノデアリマス、併シ神社ハ是ハ申ス迄モナク國ノ營造物トシテ國家ガ之ヲ奉祀シテ居ルノデアリマス、寺院教會ハ是ハ其處迄何ウモ收用ノ目的ヲ事業ノ目的ヲ擴張スルコトニ付テハ如何デアラウカ、斯ウ云フ詰リ疑ガ有リマスノデ從テ今回ハ宗教ノ用ニ供セラレル所ノ事業ノ爲ニ收用スルコトニ迄ハ擴張シナカツタノデアリマス

註、改正案説明書ニモ同趣旨ノ説明ガ有ル。

五、社會事業ノ意義並範圍

(一) (内務昭和二年 改正案説明書)

〔要旨〕社會事業トハ社會改良ノ爲社會的弱者ノ保護ヲ直接ノ目的トシ以テ社會全般ノ協調ニ資スル事業ヲ指稱ス

(原文)社會事業ナル言葉ハ其ノ範圍明確ヲ缺クト言フ者アルヘシト雖社會改良ノ爲所謂社會的弱者ノ保護ヲ直接ノ目的トシ以テ社會全般ノ協調ニ資スル事業ヲ指稱スルモノニシテ今日ニ於テハ既ニ普通ノ用語トナレリ

(二) (五一) 議昭和二年三月十八日 衆議院 特別委員會

〔要旨〕 社會事業ノ範圍如何ハ當時ノ社會通念ニ依リ之ヲ決スルモノトス

〔政府委員答〕 社會事業ト云フ言葉ハ現在法令ノ中ニモ既ニ用ヒテアリマス、例ヘテ申シマスレバ社會局官制ノ中ニ社會事業ニ關スル事業ハ社會局デ取扱フ事務デアルト云フ風ニ規定シテアル、又社會事業職員制ニ於テモ社會事業ニ關スル仕事ヲ扱フト云フコトニナツテ居リマス、今日デハ大體其ノ輪廓ヲ認メルコトガ出來ル普通ノ用語ニナツテ居ルト思フノデアリマス、但シ現在ノ通念ヲ當局ハ何ウ云フ様ニ考ヘテ居ルカト云フ御質問デアリマスガ、一ト通り申上ゲマスレバ社會改良ノ爲ニ社會的弱者ノ保護ヲ直接ノ目的トシテ社會全般ノ協調ニ資スル事業ヲ指シテ社會事業ト云フ風ニ考ヘテ居リマス、一寸ボンヤリシテ居ツテ其ノ境目ノ所ガ適用ニ困難ヲ感ジハシナイカト云フ御疑念ハ洵ニ御尤ト存ジマスガ……社會事業ト云フガ如キモノモ社會ノ通念ニ從ツテ今日社會事業ノ中ニ入ツテ居ナイト考ヘテ居ルヤウナモノデモ後デ入レタ方ガ至當デアルト云フ際ニ時勢ノ要求ニ應ズル解釋ガ出來テ宜イデハナイカト云フ風ニ考ヘテ居リマス

註、社會事業ノ經營者ハ個人ナルト法人ナルトヲ問ハザルモノノ如ク、又社會事業ト同號ニ教育又ハ學藝ニ關スル事業ガ規定セラレテ居ルガ教育ニ關スル事業トハ學校圖書館等ニ關スルモノヲ云ヒ學藝ニ關スル事業トハ例ヘバ理化學研究所ト云フガ如キ技術的研究ヲ目的トスルモノニ關スル事業ヲ云フ由デアル。

六、索道ト土地收用

(三一) 議大正三年三月十二日 貴族院 特別委員會

〔要旨〕 索道ハ之ヲ公共ノ用ニ供スル爲メ架設スル場合ニハ土地收用法ノ適用ヲ許スモ一個人ノ事業ノ用ニ供スル爲メ架設スル場合ニハ其ノ適用ヲ許サス

木材又ハ礦物等ヲ運搬スル爲メニ架設スル索道ハ鑛業法森林法等ニ依リ必要ナル場合ニハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

〔政府委員改正案説明〕 索道ハ近來著シク増加シ現今架設シヤルモノ全國ヲ通ジテ百二十餘所アリ其ノ中ニハ公共ノ爲經營スルモノ少カラズ、故ニ索道架設ノ爲ニモ土地收用法ヲ適用シ以テ必要アルトキハ土地ヲ收用又ハ使用スルヲ得シムルコトヲ相

當ト認ム……第五十五條ノ但書ヲ加ヘ……三年以上土地ヲ使用
スルトキハ土地所有者ハ使用者ニ向ヒ其ノ土地ノ收用ヲ求ムル
コトヲ得ルコトヲ規定シタルハ唯空間ノミヲ使用スル場合ニ於
テ土地ノ使用ヲ妨ゲザルトキハ所有者ニ對シ土地收用ノ請求ヲ
爲スヲ得シムルノ必要ヲ認メザルヲ以テナリ、此ノ但書ニ付テ
ハ索道ノミナラズ電信電話ニ付テモ亦適用アリトス

(問)土地收用法ハ其ノ總則ノ規定ニ依ルトキハ公共事業ニ對シ
テノミ適用セラルベキモノノ如キモ、政府委員ノ説明ニ依ルト
キハ既設ノ索道中ニハ一個人ノ使用ノ爲ニ架設セラレタルモノ
多キヲ占ムルガ如シ、斯カルモノニ對シテモ尙土地收用法ノ適
用ヲ認メムトスルヤ

(政府委員答) 索道ハ之ヲ公共用ノ爲ニ架設スル場合ニ土地收
用法ノ適用ヲ許スモノニシテ一個人ノ事業ノ爲メ之ヲ架設スル
場合ニハ其ノ適用ヲ許スモノニ非ズ、併シ乍ラ一個人ノ事業ト
雖モ木材又ハ礦物等ヲ運搬スル爲ニ架設スルモノハ礦業法第六
十五條森林法第四十條ニ依リ、必要ナル場合ニハ他人ノ土地ヲ
使用スルコトヲ得ルモノナリ(委員會々議錄)

註一、個人ノ事業ノ用ニ供スル索道ト雖モ其ノ主タル事業ガ
法定ノ種類ニ屬シ公共ノ利益トナルベキモノナルトキハ
索道ノ用地ハ之ヲ收用シ得ルコトガ有ル。其レハ索道ノ

架設ガ主タル事業ノ爲メ絕對的ニ必要デアルト云フコト
ガ認メラレル場合即チ索道ノ架設ガ主タル事業ノ範圍内
ナル場合ニ於テ主タル事業ノ用地トシテ收用シ得ルノデ
アル。或ハ此ノ場合主タル事業ガ公共ノ利益トナルベキ
事業デアラルカラ從タル索道ノ架設モ亦公共ノ利益トナル
ベキモノデアリ而シテ索道ハ法定ノ種類ニ屬スルガ故ニ
獨立ニ土地ヲ收用シ得ルニ非ズヤトノ議論モ生ズル。內
務省從來ノ取扱例ハ「公共ノ利益トナルベキ事業」トハ
直接ニ公共ノ利益トナルベキ事業ヲ云フト解スルガ故ニ
斯カル場合之ヲ消極ニ解スルノデアアル。

二、然シ一般的ニ「直接ニ公共ノ利益トナルベキ事業ヲ云フ」
ト斷ズルノハ「直接」ナル觀念ノ不明確ニ基因シテ不都
合ナ場合ヲ生ズルノデアツテ、之ハ主タル事業ガ専ラ公
共ノ利益トナルベキモノナルトキト然ラザルトキ、主タ
ル事業ト從タル事業ガ種類ヲ同ジタスルトキト異ニスル
トキ然シテ更ニ又主タル事業ト從タル事業トガ主體ヲ同
ジタスルトキト異ニスルトキ等ニ分析シ各場合ニ付キ考
察スル必要ガ有ルガ詳細ハ別ノ機會ニ讓ル。